

滋賀県手話言語や情報コミュニ
ケーションに関する条例
検討専門部会を傍聴して

石野富志三郎

※ろうあ協会の立場でないことを申し添える

当協議会で了解されているが、熟慮が不足していたのではないか

- 誰もが喜び合える条例の早期実現を願う気持ちは否定しない。
- 専門部会では当協議会のまとめを受けて3回議論をやってきた。
- しかし、専門部会で議論がすすむたびに矛盾やかみ合わない面が生じてきている。当協議会へ差し戻す雰囲気もあった。
- また、6月議会までに協議会の再開を臨む意見もあったため、専門部会委員長の預かりといえ、専門部会委員全員の合意がないと後味が悪化するのではないか。
- 当協議会で論議した当時の情勢はいまと違って変わってきている。

合意時の情勢と違うことは

- 障害者アクセシビリティコミュニケーション施策推進法（略：情報コミュニケーション法）ができたこと。（5月25日公布）
- 第5次障害者基本計画では同法第9条第1項（下記）も規定に基づき策定したこと。

参考：政府は、障害者基本法第十三条の規定により国会に提出する報告書において、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の実施の状況が明らかになるようにするものとする。

- 国は難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築を予算計上。
- 障害者権利条約に関する政府への総括所見が出されたこと。
- 手話の普及に効果を示している自治体の取組の事例も増加。

各条例の制定自治体の状況

- 情報コミュニケーション条例の制定数が100自治体と着実に増加している。
- 手話言語条例の制定数も471自治体と伸びている。都道府県36、未制定11（検討中2～3）
- 一体型条例の制定自治体数はわずかしか増えていない。
- 自治体間に手話言語条例と情報コミュニケーション条例を分けた方がすっきり整理できると認識が広まってきている。行政担当者学習会であきらかにしている。

委員の一人として

- 滋賀県聴覚障害者福祉協会として県へ手話現条例制定を要望している。
- 一体型では論理的に無理があると今もその認識は変わらない。
- しかし、今まで議論を積みあがってきた経過もあるので、協議会へ条例原案の修正を提案する。
- 原案付則 2 項、逐条解説（案）第 2 項に対して懸念がある。付則に「本条例とは別に手話言語条例を定める方向で検討する」を修正、明記すること。
- 第3回専門部会で出された意見（名称を含めて）を集約して原案修正をして6月議会までに全員合意を必ず行うこと。